

特定古物商等に係る事務の取扱いに関する訓令

[最終改正 令和2.12.25 京都府警察本部訓令第25号]

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 疑わしい取引の届出の受理手続（第2条―第5条）

第3章 特定古物商等に対する報告又は資料提出の要求及び立入検査（第6条―第10条）

第4章 勧告及び是正命令の手続等（第11条―第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「府令」という。）に基づく古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項の古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）第19条第1項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う質屋（以下「特定古物商等」という。）に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 疑わしい取引の届出の受理手続

（疑わしい取引の届出の受理）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、文書により法第8条第1項に規定する疑わしい取引の届出を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を確認し、受理しなければならない。

(1) 届出者は、特定古物商等又はその従業員であるか。

(2) 届出に係る文書は、府令第25条第1項に規定する別記様式第1号、第2号及び第3号の届出書（以下「届出書」という。）によるものであるか。

(3) 届出書は、所定の事項を具備しているか。

2 署長は、府令第25条第2項に規定する電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）により前項の届出を受けた場合は、同項第1号の事項を確認するとともに、直ちに当該記録媒体についてウイルス検索を実施し、ウイルスに感染していないことを確認した上で受理しなければならない。

3 署長は、郵送により届出書又は記録媒体の提出があった場合は、第1項又は第2項に準じて確認し、受理しなければならない。

4 署長は、第1項、第2項及び第3項の届出を受理したときは、直ちに届出を受理したことを生活安全企画課長に連絡し、届出番号の通知を受け、届出書及び疑わしい取引の届出受理簿（別記様式第1。以下「届出受理簿」という。）に必要な事項を記載した後、速やかに当該届出書又は記録媒体を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、署長は、当該届出書の写しを作成し、届出受理簿とともに保管しなければならない。

5 生活安全企画課長は、署長から前項の連絡を受けたときは、疑わしい取引の届出管理簿（別

記様式第2。以下「届出管理簿」という。)に必要事項を記載し、届出番号を署長に通知しなければならない。

(届出受領書の交付)

第3条 署長は、前条第1項又は第2項の届出を受理した場合において、当該届出者から届出を証する書面の交付を求められたときは、速やかに届出受領書(別記様式第3)を作成し、交付しなければならない。この場合において、署長は、当該届出受領書の写しを作成し、届出受理簿とともに保管するものとする。

(国家公安委員会への通知)

第4条 生活安全企画課長は、署長から第2条第4項の送付を受けたときは、届出管理簿に所定の事項を記載した上で、速やかに届出書又は記録媒体を国家公安委員会に送付(警察庁生活安全局生活安全企画課長(以下「警察庁生企課長」という。)経由)しなければならない。この場合において、生活安全企画課長は、当該届出書の写し又は記録媒体に記録されている届出事項を印字したもの(電磁的記録媒体提出票(府令別記様式第4号)の写しを含む。)を作成し、届出管理簿とともに保管するものとする。

(総務省電子政府総合窓口を利用した届出情報の送付)

第5条 生活安全企画課長は、警察庁生企課長から総務省電子政府総合窓口を利用した届出情報の概要の通知書の送付を受けたときは、届出管理簿に所定の事項を記載するとともに、当該通知書の写しを当該届出情報に係る特定古物商等の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。

2 署長は、生活安全企画課長から前項の送付を受けたときは、届出受理簿に所定の事項を記載するとともに、当該通知書の写しを保管しなければならない。

第3章 特定古物商等に対する報告又は資料提出の要求及び立入検査

(報告又は資料の提出)

第6条 生活安全企画課長又は署長(以下「生活安全企画課長等」という。)は、法第15条の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料の提出要求書(別記様式第4)により行わなければならない。

(立入検査を行う者の指定)

第7条 生活安全企画課長等は、所属警察職員の中から法第16条第1項の規定による立入検査を行う者(以下「指定職員」という。)を指定しておかななければならない。

(身分証明書の交付)

第8条 生活安全企画課長は、前条の指定をしたときは、身分証明書(府令別記様式第5号)を作成し、指定職員に当該身分証明書を交付しなければならない。

第9条 削除

(立入検査の実施)

第10条 立入検査は、法の施行のために必要があると認められる場合に実施するものとする。

2 指定職員は、立入検査を実施したときは、速やかに、その結果を所属長に報告しなければならない。

第4章 勧告及び是正命令の手続等

(勧告の実施)

第11条 生活安全企画課長等は、法第17条の規定による勧告を行うときは、勧告書(別記様式第

8) により行わなければならない。

(是正命令の上申)

第12条 署長は、法第18条の規定による是正命令を行う必要があると認めるときは、是正命令上申書(別記様式第9)により、是正命令を必要とする疎明資料を添えて、警察本部長に上申(生活安全企画課長経由)しなければならない。

(処分通知)

第13条 生活安全企画課長は、前条の是正命令の決定をしたときは、是正命令書(特定古物商等に対する犯罪による収益の移転防止に関する法律第18条に規定する是正命令の手續に関する規則(平成20年京都府公安委員会規則第5号)別記様式)を作成し、被処分者の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。

(是正命令書の交付)

第14条 署長は、前条の是正命令書の送付を受けたときは、届出受理簿に命令内容等を朱書するとともに、速やかに、被処分者に是正命令の決定があったことを通知して、是正命令書を交付しなければならない。この場合において、署長は、被処分者から是正命令受領書(別記様式第10)を徴しなければならない。

附 則

この訓令は、平成20年7月15日から施行する。

別記
様式第1（第2条関係）

疑わしい取引の届出受理簿

警察署

番号	受理年月日	届出番号	届出の種別	届出の方法	届出特定古物商の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地)	本部 送付月日	備考
	年 月 日	—	・文 書 ・記録媒体	・持 込 ・郵 送		月 日	
	年 月 日	—	・文 書 ・記録媒体	・持 込 ・郵 送		月 日	
	年 月 日	—	・文 書 ・記録媒体	・持 込 ・郵 送		月 日	
	年 月 日	—	・文 書 ・記録媒体	・持 込 ・郵 送		月 日	
	年 月 日	—	・文 書 ・記録媒体	・持 込 ・郵 送		月 日	
	年 月 日	—	・文 書 ・記録媒体	・持 込 ・郵 送		月 日	

- 備考 1 「届出の種別」欄は、当該届出が府令第25条第1項の届出書の場合は「文書」を、府令第25条第2項の電磁的記録媒体の場合は「記録媒体」を○印で囲むこと。
- 2 「届出の方法」欄は、当該届出に係る文書又は記録媒体が営業所を管轄する警察署に持ち込まれた場合は「持込」を、郵送されてきた場合は「郵送」を○印で囲むこと。
- 3 「本部送付月日」欄は、当該届出に係る文書又は記録媒体を本部生活安全企画課に送付した月日を記載すること。

様式第2（第2条関係）

疑わしい取引の届出管理簿

生活安全企画課

整理番号	受理年月日 (受理警察署)	届出番号	届出の種別	届出の方法	届出特定古物商の氏名及び住所 (法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地)	警察庁 送付月日	備考
	年 月 日 ()	—	・文 書 ・記録媒体 ・インターネット	・持 込 ・郵 送 ・電子申請		月 日	
	年 月 日 ()	—	・文 書 ・記録媒体 ・インターネット	・持 込 ・郵 送 ・電子申請		月 日	
	年 月 日 ()	—	・文 書 ・記録媒体 ・インターネット	・持 込 ・郵 送 ・電子申請		月 日	
	年 月 日 ()	—	・文 書 ・記録媒体 ・インターネット	・持 込 ・郵 送 ・電子申請		月 日	
	年 月 日 ()	—	・文 書 ・記録媒体 ・インターネット	・持 込 ・郵 送 ・電子申請		月 日	
	年 月 日 ()	—	・文 書 ・記録媒体 ・インターネット	・持 込 ・郵 送 ・電子申請		月 日	

- 備考
- インターネットを利用して総務省電子政府総合窓口届け出され、警察庁から当該届出情報の概要の送付を受けた場合は、「届出の種別」欄の「インターネット」及び「届出の方法」欄の「電子申請」を○印で囲むとともに、「備考」欄に当該通知書の到達日を記載すること。
 - 「警察庁送付月日」欄には、当該届出に係る文書又は記録媒体を警察庁生活安全部生活安全企画課に送付した年月日を記載すること。

様式第3（第3条関係）

殿

第 号
年 月 日

京都府公安委員会 印

届出受領書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第8条第1項の規定による疑わしい取引の届出を受領いたしました。

1 受領月日

2 受領方法

・ 文書 ・ 電磁的記録媒体

3 受領取扱者

所属

官職・氏名

印

様式第4（第6条関係）

<p>殿</p> <p>第 年 月 日</p> <p>号</p> <p>京都府公安委員会 印</p> <p>報告・資料の提出要求書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第15条の規定により、 下記のとおり報告（資料の提出）を要求します。</p> <p>記</p>	
報告事項又は 提出資料	
報告又は資料 の提出期限	
報告又は提出先	

様式第 5 から様式第 7 まで 削除

殿

第 号

年 月 日

京都府公安委員会 印

勸 告 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第17条の規定により、下記のとおり勸告する。

記

1 勸告事項

2 勸告の理由

		<table border="1"> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>年 月 末日 廃棄</td></tr> </table>				年 月 末日 廃棄
年 月 末日 廃棄						
京都府警察本部長 殿 （生活安全企画課長）		第 号 年 月 日 京都府 警察署長 印				
<p>是 正 命 令 上 申 書</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第18条の規定による是正命令を行う必要がある为上申します。</p>						
営業者の氏名 〔法人の場合は名称 及び代表者氏名等〕	年 月 日（歳）					
営業者の住所 （法人場合は所在地）						
営業所の名称						
営業所の所在地	電話 局 番					
古物営業許可年月日	年 月 日					
古物営業許可証番号	第 号					

(裏)

<p>是正命令を必要とする具体的な理由</p>	
<p>適用法条</p>	
<p>証拠資料</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 (別添資料のとおり) <input type="checkbox"/> 無</p>
<p>参考事項 (上申上の意見等)</p>	

是 正 命 令 受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の是正命令書を

確かに受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名